

平成18年5月18日

各 位

会社名 ミズノ株式会社  
(登記社名 美津濃株式会社)  
代表者名 取締役社長 水野正人  
コード番号 8022 東証・大証 第一部  
問合せ先 取締役 経理財務担当 福本大介  
(TEL 06 - 6614 - 8465)

### 当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針（買収防衛策）についてのお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、特定株主グループ〔\*1〕の議決権割合〔\*2〕を20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為（以下、このような買付行為を「大規模買付行為」、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意した場合を除きます。）に関し、以下のとおり大規模な買付行為に関する対応方針（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を定め、平成18年6月28日開催予定の第93回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 企業価値向上の取組みと大規模買付ルール導入の背景

当社グループは、長期経営方針のもと、「競技・健康・環境」をキーワードにマーケティングを展開し、収益力向上を通じ企業価値向上のための事業を推進しております。

##### 創意マーケティングの開発推進

需要創造型マーケティング戦略を確立するため、商品開発は最も重要な要素です。スポーツ品の研究開発は、素材の基礎研究から製品化に至るまで、多くの開発プロセスを経ております。技術者の育成には多大の経営資源を投下し、中長期的な商品戦略ビジョンの具現化を図っております。

当社グループでは、このような商品開発に係る長年のノウハウ蓄積により、匠の技と最新技術を融合させた高付加価値商品を市場に送り出しております。

##### グローバルイゼーションの推進

海外と国内の事業を連動させ、競争優位のビジネスモデルの構築を目指します。海外生産拠点の最適化を図り、継続的な製品コストの低減を行うとともに、コアとなる生産技術水準を維持・継承することにより、利益率の改善を進めております。

また、海外拠点におけるインフラ整備は、海外事業における機動性を高め、スケールメ

リットをもたらし、海外売上高の増加に成果を上げております。

#### 実力と倫理の尊重

当社グループは、「フェアな精神と高い倫理観」のもと、事業活動を行っております。また、長年にわたり、地域スポーツ団体へのサポートや指導者育成などスポーツ振興活動を行ってまいりましたが、これらは市場創出や顧客満足などのシナジー効果を生み出す結果となりました。これらの企業文化や社風は、取引先、消費者、各種競技団体において当社グループと<ミズノ>ブランドに対する信頼感を築き上げてまいりました。このような信頼という無形の付加価値はブランド資産に連動し、企業価値を高めることとなります。

このような状況のもと、昨今、企業買収が活発化して、友好的な買収のみならず敵対的な買収も生じうる環境になりつつあります。また、昨年、経済産業省及び法務省から、買収防衛策の導入、発動及び廃止は、企業価値、株主共同の利益を確保し、または向上させる目的をもって行うべきであるという原則（以下、「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」といいます。）買収防衛策は、その導入に際して、目的、内容等が具体的に開示され、かつ、株主の合理的な意思に依拠すべきであるという原則（以下、「事前開示・株主意思の原則」といいます。）買収防衛策は、買収を防止するために、必要かつ相当なものとするべきであるという原則（以下、「必要性・相当性確保の原則」といいます。）が提示されました。当社取締役会では、これらの事情を考慮し、企業価値を維持し、当社株主の皆様の利益を擁護するために、このような大規模買付ルールを定めることといたしました。

## 2. 基本的な考え方

当社取締役会は、企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則に基づき、大規模買付行為を受け入れるかどうかは、最終的には、当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであり、株主の皆様が適切な判断を行うためには、大規模買付行為が行われようとする場合に、当社取締役会を通じ、株主の皆様に必要な情報が提供される必要があると考えています。従って、当社取締役会としては、株主の皆様の判断のために、大規模買付行為に関する情報が大規模買付者から提供された後、これを評価・検討し、取締役会としての意見を取りまとめて開示します。また、必要に応じて、大規模買付者と交渉し、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

当社は、株主数1万7千余名を有する上場公開会社であり、連結資本金261億3千7百万円、連結従業員数5千余名、連結子会社15社を含む国内外21社（当社を含む）で構成される企業グループを擁しております。（平成18年3月31日現在）

このような当社におきまして、大規模買付者及び当社取締役会の双方から適切な情報が提供されることは、株主の皆様が、当社の経営に影響力を持ち得る大規模買付行為における対価の妥当性等の諸条件を判断するうえで役立つものと考えます。また、大規模買付行為が行われようとする場合には、これまで当社株式を保有してこられた多くの株主の皆様にとっては、このような大規模買付行為が当社グループの経営に与える影響、大規模買付者が考える当社グループの経営方

針や事業計画の内容、そして、顧客、従業員等の当社グループを取り巻く多くの関係者に対する影響等も、大規模買付行為を受け入れるかどうかを決定するにあたって重要な判断材料であると考えます。

当社取締役会は、事前開示・株主意思の原則に基づき、前述の基本的な考え方に立って、以下のとおり、大規模買付ルールを設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの順守を求めます。大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合には、当社取締役会として一定の措置を講じる方針です。

### 3．大規模買付ルールの内容

当社取締役会としては、大規模買付行為は、以下に定める大規模買付ルールに従って行われることが、株主の皆様全体の利益に合致すると考えます。この大規模買付ルールとは、1) 事前に大規模買付者から当社取締役会に対して十分な情報が提供され、2) 当社取締役会による一定の評価期間が経過した後大規模買付行為を開始する、というものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社取締役会に対して、株主の皆様の判断及び取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。その主な項目は以下のとおりです。

- (1) 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者、及びファンドの場合は組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、経歴または沿革、事業内容、財務内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- (2) 大規模買付行為の目的、方法及び内容（買付対価の価額・種類、買付の時期、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、買付実行の蓋然性等を含みます。）
- (3) 大規模買付行為に際しての、第三者との間における意思連絡の有無、及び意思連絡が存する場合にはその内容
- (4) 買付対価の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額及びその算定根拠等を含みます。）
- (5) 買付資金の裏付け（大規模買付行為資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- (6) 大規模買付行為完了後に意図する当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等

( 7 )大規模買付行為完了後における当社及び当社グループの従業員、労働組合、取引先、顧客、地域社会その他当社に係る利害関係者の処遇方針

( 8 ) その他、後述の株主利益評価委員会が合理的に必要とする情報

大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付行為の内容によって異なることもあり得るため、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書を提出いただくこととします。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示していただきます。当社は、この意向表明書の受領後 7 営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付します。なお、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると考えられる場合、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくことがあります。大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された大規模買付情報は、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。また、当社取締役会は、大規模買付者から大規模買付情報の提供が完了したことを、速やかに情報開示を行います。

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付情報の提供が完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとし、取締役会評価期間中、当社取締役会は外部専門家の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

#### 4 . 防衛策の発動、廃止及び維持の条件

( 1 ) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合

大規模買付者によって大規模買付ルールが順守されない場合には、当社取締役会は、当社株主全体の利益の保護を目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が取締役会の権限として認める措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することとなります。株主割当により新株予約権を発行する場合の概要は別紙記載のとおりとします。なお、新株予約権を発行する場合には、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件を設けることがあります。

また、新株予約権の譲渡に関しましては、当社取締役会の承認を要することといたします。大

規模買付者は、新株予約権を行使することができないにも関わらず、新株予約権を自由に第三者に譲渡することができれば、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する大規模買付行為の阻止を図るという目的が達成しなくなります。従って、新株予約権には譲渡制限が付されることとなりますが、大規模買付者は当社取締役会の承認する第三者には新株予約権を譲渡することができます。

#### (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合

大規模買付ルールは、事前開示・株主意思の原則に基づき、当社の経営に影響力を持ち得る規模の当社株式の買付行為について、株主の皆様全体の利益を保護するという観点から、株主の皆様に、このような買付行為を受け入れるかどうかの判断のために必要な情報や、現に経営を担っている当社取締役会の評価意見を提供し、さらには、代替案の提示を受ける機会を保證することを目的とするものです。大規模買付ルールが順守されている場合、大規模買付行為が次項に定める当社に著しい損害をもたらすものであることが明らかでない限り、当社取締役会の判断のみで大規模買付行為を阻止しようとするものではありません。

すなわち、当社取締役会が大規模買付者から情報提供を受ける事項（大規模買付行為が当社グループの経営に与える影響、大規模買付者が考える当社グループの経営方針や事業計画の内容、顧客、従業員等の当社グループを取り巻く多くの関係者に対する影響等）は、当社取締役会としての評価意見、代替案等の参考となるものの、次項に定める場合を除き、防衛策の発動要件に直接該当するものではありません。

従って、大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、その買付提案及び当社取締役会が提供する評価意見、代替案等をご考慮のうえ、株主の皆様のご判断に委ねられることとなります。

#### (3) 著しい損害をもたらすおそれがある場合

前述のとおり、大規模買付者によって大規模買付ルールが順守される場合には、当社取締役会の判断のみで防衛策が発動されることはありません。

しかしながら、大規模買付者の買付提案が当社に著しい損害をもたらすことが明らかな場合には、例外的に、大規模買付者によって大規模買付ルールが順守されている場合にも、企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則に基づき、防衛策が発動されることがあります。この場合、大規模買付者の買付提案が当社に著しい損害をもたらすかどうかの判断は、当社の社外監査役及び会社経営に関する有識者または独立した外部専門家で構成される株主利益評価委員会で行われます。外部専門家の具体的な人選は、今後開催される当社取締役会で決定される予定です。また、判断の基準は、原則として平成17年3月23日決定において東京高裁が認定した「新株予約権の発行を正当化する特段の事情」、などに基づく以下のものに該当するかどうかとします。

真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメイラーである場合）、

会社経営を一時的に支配して当該会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合、

会社経営を支配した後に、当該会社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合、

会社経営を一時的に支配して当該会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式買収を行っている場合

最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行う場合（いわゆる強圧的二段階買収である場合）

大規模買付者が真摯に合理的な経営を目指すものではなく、大規模買付者による支配権取得が会社に回復し難い損害をもたらすことが明らかな場合

株主利益評価委員会は、その判断に基づき当社取締役会に対して勧告を行い、当社取締役会はその勧告を最大限尊重して対抗措置の発動に関する最終的な意思決定を行います。今回の大規模買付ルールの設定及びそのルールが順守されなかった場合の対抗措置は、株主全体の正当な利益を保護するための相当かつ適切な対応であると考えます。他方、このような対抗措置により、結果的に、大規模買付ルールを順守しない大規模買付者に経済的損害を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。大規模買付ルールを無視して大規模買付行為を開始することのないように予め注意を喚起するものです。

#### （４）廃止及び維持の条件

大規模買付ルールは、株主意思の原則に基づき、株主の皆様のご総体的意思により消却することを可能といたします。また、この大規模買付ルールを継続するかどうかについては、定時株主総会後最初に開催される取締役会で再度検討してまいります。なお、当社取締役会は、関係法令の整備等を踏まえ、株主の皆様全体の利益の観点から、この大規模買付ルールを随時見直し、変更があった場合には速やかに公表いたします。

#### ５．株主及び投資家に与える影響

株主及び投資家の皆様への影響は、具体的に発動される対抗措置がどのようなものかによって

異なっておりませんが、大規模買付者に対して対抗措置を講じる場合は、株主の皆様に対し適時・適切な情報開示を行います。なお、対抗措置を発動する場合において、大規模買付者以外の株主及び投資家の皆様は法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。また、大規模買付ルールは、必要性・相当性確保の原則に基づき、大規模買付者以外の株主の皆様を合理的な理由なく不平等に取り扱うような設計にはなっておりません。

新株予約権の発行などの対抗措置が発動される場合には、別途公告する基準日までに名義書換を完了していただく必要があります。新株予約権の発行または行使につきましては、新株予約権または新株を取得するために所定の期間に一定の金額の払込をしていただく必要があります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に法令に基づき別途お知らせいたします。

また、当社取締役会は、株主利益評価委員会による勧告の有無に関わらず、一旦新株予約権の発行を行い、または権利の割当を受けるべき株主が確定した後においても、下記のような事情がある場合には、行使期間開始日までの間は新株予約権の発行の中止、または発動後においては無償取得の方法による新株予約権の消却を含む新たな措置を行うことができるものとします。

- (1) 当該措置後、大規模買付者が買付等を撤回した場合、その他買付等が存しなくなった場合
- (2) 当該措置の判断の前提となった事実関係に変動が生じ、大規模買付者による買付等が前述「4. 防衛策の発動、廃止及び維持の条件」に定める要件のいずれにも該当しない、もしくは該当しても新株予約権を発行または行使させることが相当でないと当社取締役会が判断するに至った場合

上記の場合、当社取締役会は本新株予約権の発行の中止または消却を含む個別の判断を行い、これを株主利益評価委員会に報告するものとします。この場合には、当社取締役会は、株主利益評価委員会が独自に必要と認める事項を含め、速やかに情報開示を行います。

なお、新株予約権の権利の割当を受けるべき株主が確定した後において、新株予約権を消却する場合には、一株当りの株式価値の希釈化は生じませんので、当社株式の株価の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主及び投資者の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

## 6. その他

当社は、平成14年6月開催の第89回定時株主総会において定款を変更して全取締役の任期を1年としており、取締役は毎年6月の定時株主総会で選任される体制にあります。大規模買付ルールの導入に関しましては、いずれの監査役も大規模買付ルールの運用が適正に行われることを条件として、賛成する旨の意見を述べております。

[ \* 1 ]

特定株主グループとは、当社の株券等(証券取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいいます。)の保有者(証券取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する保有者をいい、同条第 3 項に基づき保有者とみなされる者を含みます。)または買付け等(証券取引法第 27 条の 2 第 1 項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。)を行う者とその共同保有者(証券取引法第 27 条の 23 第 5 項に規定する共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。)及び特別関係者(証券取引法第 27 条の 2 第 7 項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

[ \* 2 ]

議決権割合の計算において分母となる総議決権数は、発行済株式総数から単元未満株式数を減じ、当社が保有する自己株式数(単元未満株式数を除く)及び証券保管振替機構名義における失念株式数(単元未満株式数を除く)を減じたものを、1 単元の株式数(1,000 株)で除したものです。

(ご参考)

平成 18 年 3 月 31 日現在の当社取締役が所有する当社株式合計の発行済株式総数に対する割合及び総議決権数に対する割合は、それぞれ 1.07%、1.15%となっております。

以上



## 【別紙】

### 株主割当により新株予約権を発行する場合の概要

#### 1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその発行条件

取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割当てる。

#### 2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。

#### 3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、1億6千個を上限として、取締役会が定める数とする。取締役会は、割当総数がこの上限を超えない範囲で複数回にわたり新株予約権の割当を行うことができる。

#### 4. 各新株予約権の発行価額

無償とする。

#### 5. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は1円以上で取締役会が定める額とする。

#### 6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡に関しては、当社取締役会の承認を要する。

#### 7. 新株予約権の行使期間等の諸条件

新株予約権の行使期間、行使条件、消却条件その他必要な事項については、取締役会にて別途定めるものとする。

#### 8. その他

権利の割当を受けるべき株主が確定した後において、下記のような事情がある場合には、当社取締役会は、行使期間開始日までの間は新株予約権の発行の中止、または発動後においては無償取得の方法による新株予約権の消却を含む新たな措置を行うことができるものとする。

- (1) 権利の割当を受けるべき株主が確定した後、大規模買付者が買付等を撤回した場合、その他買付等が存在しなくなった場合

- ( 2 ) 当該措置の判断の前提となった事実関係に変動が生じ、大規模買付者による買付等が前述「 4 . 防衛策の発動、廃止及び維持の条件」に定める要件のいずれにも該当しない、もしくは該当しても新株予約権を発行または行使させることが相当でないと当社取締役会が判断するに至った場合

以上